

中国便利用促進に向けた観光客誘客促進事業実施要領

公益社団法人とやま観光推進機構

（趣旨）

第1条 この要領は、中国から富山県への観光客誘致を促進するため、富山ー上海便の定期便を利用し、団体旅行ツアー又は個人旅行ツアーを実施する中国の旅行業者（以下「事業実施者」という。）に対し、送客人数に応じた助成金（以下「送客助成金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（助成対象者）

第2条 助成の対象となる事業実施者は、中国において適法に旅行業を営む旅行業者であって、かつ、訪日団体及び個人旅行の取扱いができるものとする。

（助成金の交付条件）

第3条 助成金の交付条件は次のとおりとする。

- （1）富山県内に本店又は支店を置く旅行業者が、旅行業務の全部又は一部を取扱うこと。
- （2）次に規定する団体旅行ツアー又は個人旅行ツアーを実施すること。ただし、公益社団法人とやま観光推進機構（以下「機構」という。）会長が特に認める場合についてはこの限りではない。
 - ①令和7年3月31日までに運行される富山ー上海便を利用するとともに、富山県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、富山県内観光地・施設を1箇所以上訪問する15名以上の団体旅行ツアー。
 - ②令和7年3月31日までに運行される富山ー上海便を利用するとともに、富山県内の宿泊施設に1泊以上宿泊し、富山県内観光地・施設を1箇所以上訪問する個人旅行ツアー。但し、1箇月累計で15名以上実施すること。
- （3）機構又は富山県から送客助成や広告支援等の支援（ただし、富山滞在型観光促進事業（北陸アーチパス、富山ー羽田便利用助成）を除く。）を受けていない旅行ツアーであること。

（助成金の額等）

第4条 機構は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の右欄に掲げる額を予算の範囲内において事業実施者に助成する。

区分		金額	備考
富山－上海便を利用する場合	往復利用	送客人数1名につき 金10,000円を乗じた金額	
	片道利用	送客人数1名につき 金5,000円を乗じた金額	

（事業計画書の提出等）

第5条 事業実施者は、事業計画書（様式第1号）に旅行商品の旅程表を添えて、送客開始年月日の属する月の前月の20日までに機構に提出しなければならない。

（交付の内定及び通知）

第6条 機構は、第5条により提出された書類を審査し、助成金の交付及び交付金額の内定を行い、助成内定通知書（様式第2号）により事業実施者に通知するものとする。

（事業の変更又は中止の申請）

第7条 事業実施者は、内定を受けた事業計画の内容を変更又は中止するときは、事業計画変更申請書（様式第3号）により機構に申請しなければならない。

（内定の変更）

第8条 機構は、事業実施者に事業の進捗状況等について照会することができる。このとき、助成事業者は、照会を受けてから14日以内に事業の進捗状況、今後の見込み等について、文書で回答しなければならない。

2 機構は、前項の文書又は第7条による事業計画変更申請書を審査し、内定を変更することができる。

3 前項に規定する場合において、機構は、助成内容変更通知書（様式第4号）により事業実施者に通知するものとする。

（事業の実績報告及び交付申請等）

第9条 事業実施者は、交付申請書兼事業実績報告書（様式第5号）に旅行商品の旅程表の写し及び宿泊を証明する書類を添えて、送客終了年月日の属する月の翌月20日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、機構に提出しなければならない。

（ファクシミリの利用）

第 10 条 第 5 条、第 7 条及び第 9 条に係る事業実施者の書類の提出は、ファクシミリによることができる。ただし、第 5 条及び第 9 条に係る書類については、同時に提出すべき書類全てを送信し、その 10 日以内にこれらの原本を機構に提出しなければならない。

（助成金の額の確定等）

第 11 条 機構は、第 10 条により提出された書類を審査し、事業の実施が確認されたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金確定通知書（様式第 6 号）により事業実施者に通知するとともに、速やかに助成金を交付するものとする。

2 助成金の交付は、金融機関における事業実施者の外貨口座等へ円建てで振込むことにより行うものとする。また、送金手数料は、事業実施者が負担するものとし、その支払いは交付金額から当該手数料を控除することにより行うものとする。

（助成金の経理等）

第 12 条 事業実施者は助成金の交付を受けた場合は、助成金に係る経理を明確にするとともに、関係書類を 5 年間保存しなければならない。

（助成金の交付の内定等の取消し及び返還）

第 13 条 機構は、助成金の交付を受けた事業実施者がこの要領の規定に違反したとき、又は事業計画書や交付申請等の提出書類に虚偽の記載をしたときは、助成金の交付の内定や決定を取消し、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 14 条 年度末をまたぐ旅程については、送客終了年月日の属する年度において助成金を交付するものとする。

2 この要領に定めのない事項については、機構が別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 10 月 2 日から施行し、令和 5 年 7 月 10 日より適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。